

有明海自動車航送船組合訓令第四号

有明海自動車航送船組合無線局管理運営規程（昭和六十一年有明海自動車航送船組合訓令第三号）の一部を次のように改正する。

平成十五年三月二十八日

有明海自動車航送船組合  
 管理者 熊本県知事 潮谷 義子

第二条第一号イ中「だい7ありあけまる」を「だい8ありあけまる」に改め、同号中ロを削り、ハをロとしニをハとする。

第九条の見出し中「電気通信監理局」を「総合通信局」に改め、同条第一号中「九州電気通信管理局长」を「九州総合通信局长」に改める。

別表一及び別表二を次のように改める。

別表1（第三条関係）

指 揮 命 令 系 統

免許人	無線局総括管理者	無線局管理者	無線従事者
管理者	業務課長	海岸局 長 洲営業所長 多比良 〃 船舶局 第八有明丸船長 第十 〃 サンライズ船長	

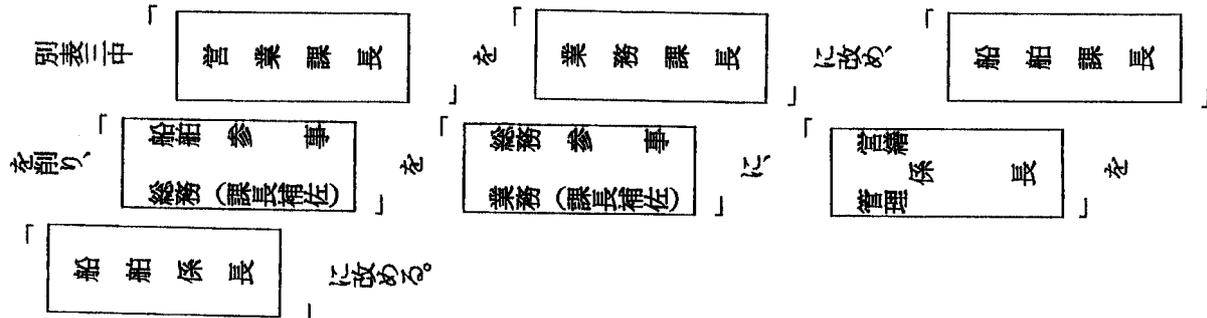
別表2（第九条関係）

総合通信局への報告等

事業部、業務課、船舶係

0957-78-3358（免許人が長崎県知事るとき）

0968-78-0132（免許人が熊本県知事るとき）



附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

**熊本県地方労働委員会告示第4号**

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定に基づくあつせん員候補者は、次のとおりである。

平成15年3月28日

熊本県地方労働委員会会長 清 正 寛

氏 名	現 職
清 正 寛	法政大学教授（熊本大学名誉教授） 熊本県地方労働委員会会長
竹 中 潮	弁護士 熊本県地方労働委員会会長代理
小 川 芳 宏	熊本日日新聞社監査役 熊本県地方労働委員会公益委員
西 平 茂 子	熊本県地方労働委員会公益委員
衛 藤 二 男	弁護士 熊本県地方労働委員会公益委員
浦 本 義 信	九州松下電器労働組合熊本支部執行委員長 熊本県地方労働委員会労働者委員
河 瀬 和 典	日本労働組合総連合会熊本県連合会会長 熊本県地方労働委員会労働者委員
甲 斐 孝 行	日本労働組合総連合会熊本県連合会事務局長 熊本県地方労働委員会労働者委員
上米良 清	新九州電力労働組合熊本支部執行委員長 熊本県地方労働委員会労働者委員
浅 山 卓 司	UIゼンセン同盟熊本県支部支部長 熊本県地方労働委員会労働者委員
藤 井 宏 樹	中央印刷紙工株式会社代表取締役社長 熊本県地方労働委員会使用者委員
森 永 武 彦	光洋電器工業株式会社代表取締役社長 熊本県地方労働委員会使用者委員
上土井 正 士	九州産業交通株式会社人事部長 熊本県地方労働委員会使用者委員
上 田 勝 利	株式会社熊本放送取締役管理本部長補佐 熊本県地方労働委員会使用者委員
高 野 瑞 代	特定医療法人高野会高野病院理事 熊本県地方労働委員会使用者委員
山 田 英 紀	熊本県地方労働委員会事務局長
南 國 男	熊本県地方労働委員会事務局審査調整課長
田 中 明	熊本県労働雇用課長
河喜多 功 記	熊本県労働相談情報センター所長

**熊本県選挙管理委員会告示第8号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第5項の規定に基づくその総数の50分の1の数並びに同法第76条第4項、第81条第2項及び第86条第4項に基づくその総数が40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項の規定に基づくその総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成15年3月28日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 宮 本 卓 治

その総数の50分の1 29,688

その総数が40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た